

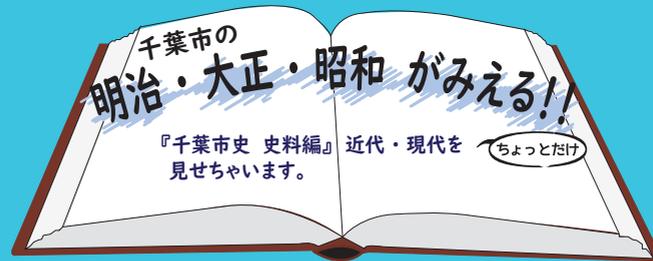


編さん便り

七夕空襲はいつ頃まで続いたのか……………1・4
 千葉市の明治・大正・昭和がみえる!!……………2・3
 第7回 千葉町最初の町会議員選挙があったころ
 第8回 明治初期の小学校では試験を受ける
 のも一苦労でした

chiba-shishi News Letter NO.27 2021.9

政治



教育

連載中の「千葉市の明治・大正・昭和がみえる!!」、今回は第7回・第8回です。『千葉市史 史料編 10 近代1』掲載史料を軸に解説していただきました(2・3ページ)。

神山委員の「千葉町最初の町会議員選挙があったころ」では、千葉町で初めて行われた町会議員選挙の様子を、残された史料から詳細に再現しています。

松浦委員の「明治初期の小学校では試験を受けるのも一苦労でした」では、学制開始から間もない小学校

の進級試験視察をうけて、日程調整ほか様々な問題の対処に苦心する学区取締をはじめとする地域の方の様子を見ることができます。いずれの事例も、史料から再現された当時の状況がよくわかる解説です。

また、池田委員長より、七夕空襲の時間について、米軍資料の記載や聞き書きの記録から、これまでとは異なる見解が示されました。紙幅の都合上、1ページと4ページに分割しての掲載となりますが、こちらについてもご参照いただけましたら幸いです。

七夕空襲はいつ頃まで続いたのか



千葉市史編集委員長 池田 順

現在、千葉市史編集委員会が中心となり、原始・古代から近現代までの千葉市域のあゆみを、各時代の特徴をよく示すテーマなどを取りあげることによって、わかりやすく叙述した読本の刊行を準備しています。私は、そのなかでアジア・太平洋戦争末期の千葉市空襲の問題について執筆することになり、これを機会に空襲を実行した米軍側の資料を検討してみました。その結果、昭和20年(1945)7月7日のいわゆる七夕空襲が行われた時間に2つの米軍資料のあいだで食い違いがあることが分かりました。

その1つ、マリアナ基地の第21爆撃機集団(B29部隊)による「作戦任務要約」(小山仁示訳『米軍資料 日本空襲の全容』、東方出版、1995年)では、7日の空襲は、1時39分から3時5分までとされています。

これまで千葉市の各種刊行物では、空襲を問題にする際、「作戦任務要約」の翻訳の該当部分をそのまま

引用するか、これに依拠して概略をまとめる方法をとってきました。したがって、7日の空襲時間は、1時39分から3時5分までとしています。市の刊行物だけでなく、インターネット上に総務省が公開している「千葉市における戦災の状況(千葉県)」や、ウィキペディアの「千葉空襲」の項目などでも、同じ見解をとっています。市の刊行物を参考にしたためでしょう。

ところが、同じ第21爆撃機集団による「作戦任務報告書」(千葉市空襲に関する報告書の翻訳として『米軍資料に見る千葉・銚子空襲』、千葉市空襲を記録する会、1989年、があります)の方では、7日の空襲時間について次のように記載されています(4ページに該当箇所を掲載)。

下線部分には、「第1目標(千葉市街地)は、第58航空団の124機によってグリニッジ標準時(7月6日)

* 4ページへ*

a. The primary target was bombed by 124 A/C of the 58th Wing between 1639Z - 1905Z from 9900 - 11,500 feet. Axis of attack varied from 302° - 340°. Weather over the target was reported as 10/10 undercast.

*下線は著者による。

画像は国立国会図書館デジタルコレクション(日本占領関係資料 米国立公文書館(RG243))より。

16時39分～19時5分に、9,900～11,500フィートから爆撃された」(括弧内は筆者による補足)、とあります。Zは、グリニッジ標準時の略号です。それに9時間をプラスした時刻が日本時間ですから、空襲は、7日の1時39分から4時5分まで行われたこととなります。空襲の開始時刻は「作戦任務要約」と同じですが、終了時刻に1時間の差があるのです。1時39分から3時5分まで約1時間半だったのか、4時5分まで約2時間半続いたのかという点は、空襲の実情を理解し考えるうえで看過できない違いです。では、終了時刻はいつ頃とみたらよいのでしょうか。私は、4時すぎと考えます。以下、その理由を2つの観点から述べることにします。

1つは空襲体験者の証言や手記です。千葉市空襲を記録する会編『千葉市空襲の記録』(1980年)などをみると、7日の空襲がいつ頃まで続いたのか具体的にふれている場合は少ないのですが、4時すぎまで行われたことを裏付ける有力な証言や手記もあります。例えば、当日の出来事を、残していたメモにより詳しく証言されている方によると、爆音が聞こえなくなったときに時計をみたら朝の4時だったといいます。また、7日の空襲で校舎が全焼した富士見国民学校の教頭の手記では、罹災した時間が1時半から4時頃までとされています。そのほか、時刻にはふれていないものの、夜が明ける頃に爆音が聞こえなくなったとする証言はいくつかあります。7月という日が長い時期であるとはいえ、夜明けを3時すぎとするのは無理があり、4時すぎとみるのが適切でしょう。

もう1つは、2つの米軍資料の信憑性の問題です。「作戦任務要約」は、作戦任務ごとにその要点や概要を簡条書で簡潔にまとめたもので、たいへん便利な資料です。しかし、要約にあたっての誤記とみられる箇所が

少なくないことは訳者によって指摘されており、翻訳においては、明らかな誤記の場合、「作戦任務報告書」などにより訂正されています。これに対し、「作戦任務報告書」は、各作戦任務の実態を多方面から詳細に記述した長大な資料です。この報告書には、爆撃機がマリアナ基地を離陸してから任務を終えて基地に着陸するまでの時間的な経緯を克明に跡づけた航路図が付されています。7日の航路図によると、マリアナ基地を飛び立った爆撃機が、上陸地点(いすみ市太東崎付近)より1時33分～2時47分に進入し、目標(千葉市街地)上空で1時39分～4時5分に攻撃を行い、離脱地点(山武市蓮沼海岸付近)より1時48分～4時15分に脱したとされます(原資料はグリニッジ標準時、括弧内は筆者による補足)。ここでは、空襲時間が時系列によって合理的に位置づけられており、その信憑性は高いといえます(この点は、米軍資料を使用し数多くの空襲に関する研究を発表されている工藤洋三氏からご教示を得ました)。

以上のような2つの理由により、私は、7日の空襲の終了時刻を3時5分とした「作戦任務要約」の記載は誤りであると考え、近々刊行される読本では、「作戦任務報告書」にしたがい4時5分まで約2時間半空襲が続いたとする見方を採用しました。なお、終了時刻以外の、出撃機数、爆弾の種類や投下トン数などについては、2つの資料は一致しています。

今回、この一文を掲載することにしたのは、市の各種刊行物が、七夕空襲の時間に関し、「作戦任務要約」に基づいて示してきた見解と異なる見方を同じ市の刊行物で示すことになるため、あらかじめその根拠を明らかにしておく必要があると考えたからです。今後市の刊行物で七夕空襲を取り上げる際は、「作戦任務報告書」にもとづきその終了時刻を修正していただければと考えます。

お宅にのこるその資料、捨てないで!!

古い書付や写真、民具類など、台風などの自然災害やそのほかの事情により濡れてしまったり、汚れてしまった資料がありましたら、その対応のお手伝いできればと思います。これらを捨ててしまう前に、可能であれば、下記市史編さん担当までご一報ください。お宅に残る歴史や思い出を、少しでもよい形で後世に残していけるよう、できる限りのお手伝いをさせていただきます。



ちば市史編さんより27号をお届けします。今年度も市史研究講座・中級古文書講座を開講いたしますが、ご案内を掲載することができませんでした。各種講座についての詳細は、千葉市立郷土博物館HPや公式Twitter、市政だよりにてご確認ください。多くの方のご参加をお待ちしております。(え)

第7回 千葉町最初の町会議員選挙があったころ

千葉市史編集委員 神山 知徳

写真1は、現在の市域の中核をなす千葉郡千葉町(1889(明治22)年に千葉町他4か村が合併)が成立して間もない1891年に刊行された君塚辰之助著『千葉繁昌記』の挿絵「千葉町繁盛之図」の一部です。

さて、千葉町最初の町会議員選挙は、図中の信之館という公会堂で行われました。同館は玄鼻山のふもとにあり、1884年に一府六県連合農産共進会の際に建築されたものです。最初の町会議員選挙会場としてはもちろん、しばらくの間、町会はこの信之館を会場にして開催されました。通常であれば町役場に議場が併設されているようですが、同書では、「県庁の前にあり、千葉町役場としてはウラ恥かしき感なき能はず」と酷評されています。当時千葉町は県都になって十数年が経過していましたが、町役場も含めて設備が十分でなかったことは明らかです。

1889年に行われた最初の選挙の状況について、『千葉市史 史料編 10 近代 1』(以下紹介する史料は、史料編掲載Noで略記します)の編纂過程で、新史料が発見されました。それが写真2で紹介する「町村制度関係留」です(史料No.74)。

市制町村制に基づいた最初の選挙では混乱が多発していました。府県・町村などの地方議会議員選挙や戸長・副戸長選挙などへの投票方法については、市制・町村制以前は戸主(現在の戸籍筆頭者に相当。家長)が投票権を持っていましたので、本人が体調を崩していたり、不在

時には、妻などが代人として投票を済ませることは一般的でした(史料No.13)。それが改められ、代人による投票は不正とみなされるようになりました。

また市制町村制では等級選挙制が採用され、町村制では2段階で選挙権に格差を付けました。町村では多額の町村税を納める者を一級選挙人、それ以外を二級選挙人とし、議員定数の半分をそれぞれ選挙しました。町村制下の町村会議員選挙は、これまでの選挙のあり方と大きく一線を画するものでした。

それでは史料No.74から当日の選挙会場の様子を再現してみましょう。選挙に先立ち1889年4月6日より関係者による選挙人名簿の縦覧が実施されました。選挙会は4月25日・26日の両日にわたって実施され、初日に二級選挙会、2日目に一級選挙会が開かれました。両日とも朝7時半に会場を整理し、選挙人は8時から来場しました。選挙会場は館内を2区域に分け、入口から左側を投票所とし、掛長と掛員を配置し、投票函をその中央に置きました。会場の右側には選挙人控室が設置されました。投票時間は、両日とも朝9時から正午12時までの3時間で、その日のうちに二級選挙会で15名、一級選挙会で15名の当選が決定しました。

市制町村制では、財産の多少によって選挙権に差がありました。千葉町の場合は一級選挙人と二級選挙人との間で7倍もの格差が生じます。このように、富める者の声により政治に反映されやすい仕組みになっていたことが、市制町村制の特徴といえます。

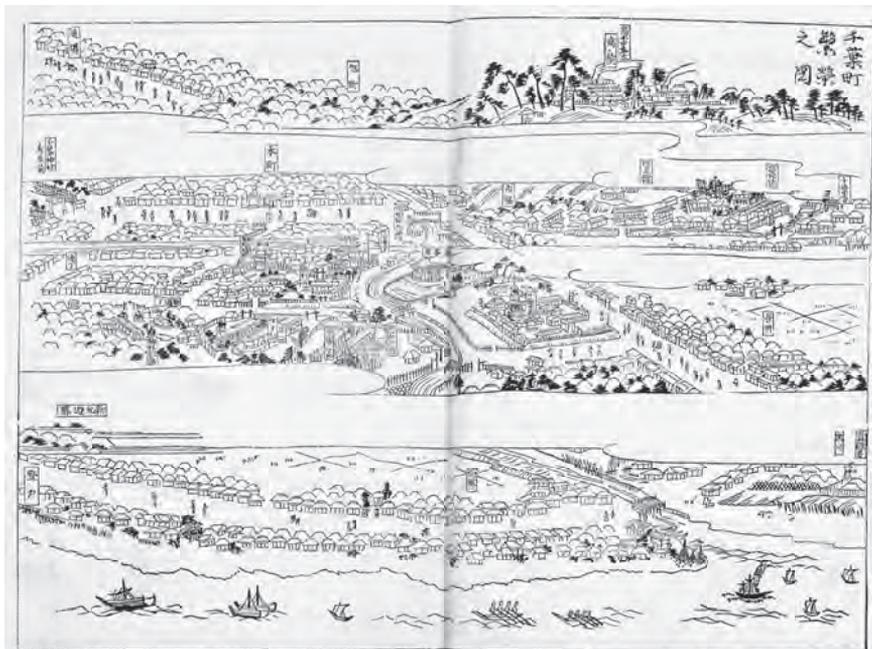


写真1 千葉町繁盛之図(君塚辰之助著『千葉繁昌記』所載、成田山仏教図書館所蔵)

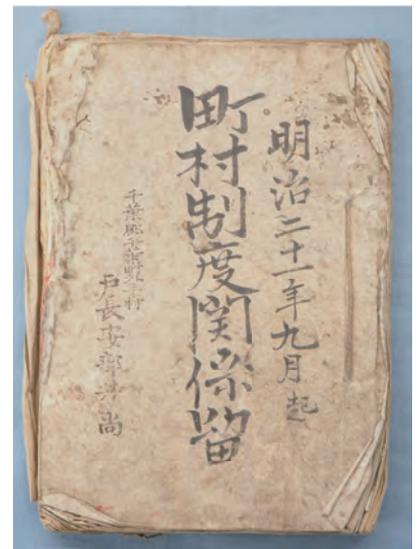


写真2 町村制度関係留(表紙)
(表紙、千葉市立郷土博物館所蔵)

第8回 明治初期の小学校では試験を受けるのも一苦勞でした

千葉市史編集委員 松浦 眞二

明治新政府は国民皆学をめざして近代的な学校制度をつくるため、明治5（1872）年8月に「学制」を公布し、全国を8つの大学区に分け、その下に中学区、小学区をおきました。行政区である大区小区制とは別に、小学校を設置する主体とされた小学区では住民が費用を負担し、寺院や民家を借用して校舎にあて、元寺子屋の師匠などを教員に雇いました。

教育行政を担当したのは、中学区ごとにおかれた学区取締でした。千葉市域を含む第1大学区第24番中学区は、行政区としては第10大区・第11大区（千葉郡・下植生郡・印旛郡の一部）に属し、4～6名の学区取締が214の小学区を担当しました。その一人が、1875年10月に任命された島田寿平治です。島田家は千葉郡長沼新田の草分けといわれ、寿平治は戸長頭取も務めていました。

学期の尋常小学は下等（6～9歳）・上等（10～13歳）に分かれ、半年ごとに試験を受けて進級する八級制をとっていました。試験は一等校に生徒を集め、県の学務掛、千葉師範学校教員、学区取締、戸長などの立合のもと、読書・問答・書取・算術・習字について行われました。寿平治の残した史料から、小学校試験の様子を見てみましょう。

渡辺権参事の県内学校巡視に随行していた同僚の三橋承卿から11月24日付けで「巡視が速やかに進んで日程が繰り上げになっているので手配をよろしく。明日25日は白井に宿泊するので、打合せに出張してきてほしい」と通知がありました。

26日には一等校の岩富小学校（佐倉市）に第10大

区第3小区の13校の生徒一同を招集して権参事立会のもと試験する予定でした。しかし、日程の繰り上げで近隣の4校しか試験に間に合わず、夕方や翌早朝に到着する学校が出て来てしまいました。そのため、権参事が12月1日に訪問する曾我野小学校に再招集されることになりました。しかし、4、5里の距離を幼い児童を引率していくのは難渋であるので延期してほしい、との願いが第3小区から出されたので、寿平治が奥書を添えて県に提出し、聞き届けられました。

同じ1日に試験があった第2小区の一等校野田小学校（千葉市）の教員からは、寿平治宛てに「昨年の県令の巡視の際には出頭した生徒一同に賞与がありましたが、今年はいかがでしょうか。各校の教員が今年も生徒に褒賞を与えてほしいと僕に訴えてきます。曾我野・野田両校に出頭した生徒一同に授与されるようお願いします」という依頼が寄せられました。

翌年1月に残る9校の試験のため県から官吏が1名派遣されることになり、寿平治は27日に岩富小学校に来るよう該当校に通知を出しました。ところが、当日は大雪になってしまい、9校のうち3校しか試験を受けることができませんでした。このため、第3小区は学区取締立会で試験を行い、その結果を報告することを県に願っています（写真3）。

この一例をみても学制が理念先行で地域の実態にそぐわなかったことがわかります。1879（明治12）年に教育令が公布されて学区は廃止となり、教育行政は町村に一元化されました。以後も制度にはしばしば変更が加えられ、近代的な学校制度が確立していきます。

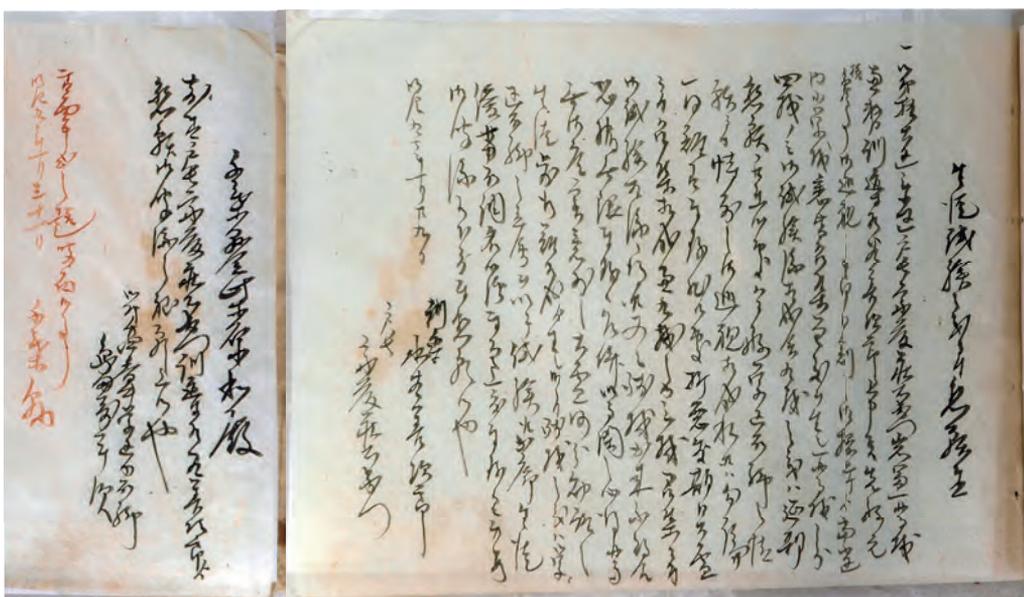


写真3

「生徒試験之義ニ付懇願書（写）」

1876（明治9）年1月29日

（千葉県文書館所蔵 島田家文書

ネ288「学事雑記」より

許可番号3- 県-9)

